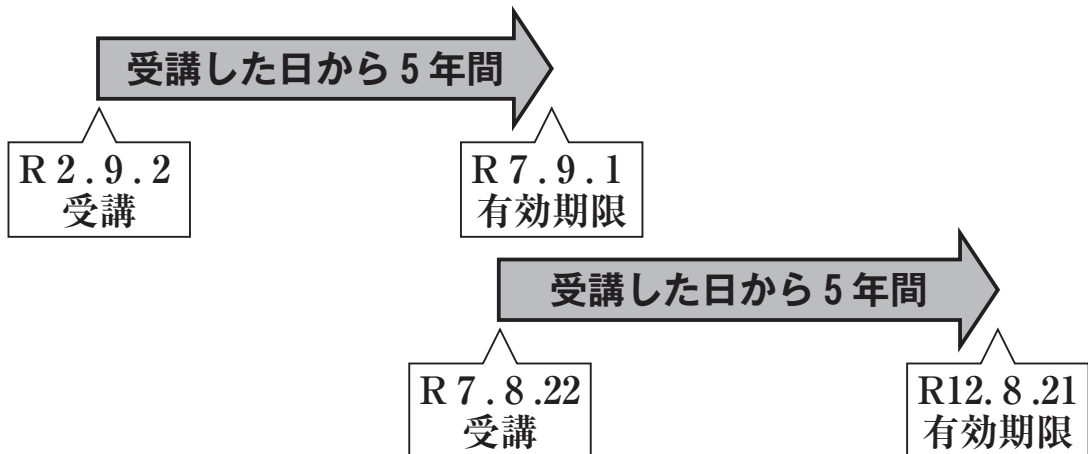


## 建設業法施行規則等の一部改正省令（施行期日：令和3年1月1日） 監理技術者講習の有効期間が変更されます

### 現行

選任されている監理技術者は、当該選任期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行なわれた講習を受講していなければならない。

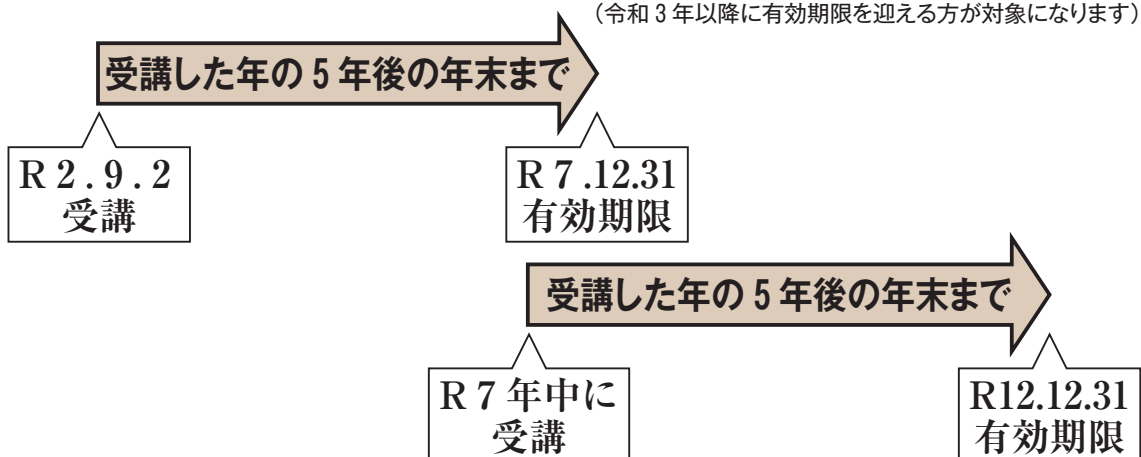
(例)



### 改正

選任されている監理技術者は、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者でなければならない。

(令和3年以降に有効期限を迎える方が対象になります)



有効期限を迎える年(1月～12月)に受講することにより、有効期間は5年間継続されます。  
繁忙期を外して受講することができます。